

平成25年

第5回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

## 平成25年第5回教育委員会会議録

1 期 日 平成25年3月28日 木曜日

2 場 所 教育委員会委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後2時30分

5 出席委員 猪股 春夫

北林真知子

田中 直美

長岐 和行

米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 栗津尚悦

参事(兼) 高校教育課長 福田世喜

総務課長 深井 智

教育次長 白山雅彦

参事(兼) 特別支援課長 江橋宏栄

教職員給与課長 船木和紀

7 会議に附した議案

報告第 3号 教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について

議案第16号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
について

議案第17号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第18号 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

8 承認した事項

報告第 3号 教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について

9 議決した事項

議案第16号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案  
について

議案第17号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第18号 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

10 報告事項

・平成26年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程について

## 11 会議の要旨

### 【猪股委員長】

ただいまより、平成25年第5回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は2番田中委員と3番長岐委員にお願いします。

はじめに、報告第3号「教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

### 【総務課長】

報告第3号「教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について」説明。

### 【猪股委員長】

報告第3号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

特になければ、承認してもよろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【猪股委員長】

それでは、報告第3号を承認します。

次に、議案第16号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長の説明をお願いします。

### 【教職員給与課長】

議案第16号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明。

### 【猪股委員長】

議案第16号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

### 【北林委員】

「広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く）」とありますが、広島市と府中町は5級地という意味でしょうか。

### 【教職員給与課長】

政令指定都市と交流する場合は、政令指定都市と協定を結ぶことになり、本県は広島県と協定を結んでいるため、政令指定都市である広島市を除いています。また、府中町は5級地ですので、除いています。

**【北林委員】**

秋田県からの距離は、広島県内はどこでも似たような距離だと思いますが、少しの違いから等級が変わるものなのでしょうか。

**【教職員給与課長】**

地域手当の級地は、国の人事院が全国の地域手当級地を定めて、都道府県の条例で規定しています。東北で言えば宮城県の一部が指定されておりますし、西日本では比較的多く指定されております。

**【猪股委員長】**

他になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【猪股委員長】**

それでは、議案第16号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【猪股委員長】**

それでは、議案第16号を原案どおり可決します。

次に、議案第17号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

**【参事（兼）高校教育課長】**

議案第17号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」説明。

**【猪股委員長】**

議案第17号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【田中委員】**

「副校長を置くことができる」を「必要に応じて副校長を置く」に改めることになっておりますが、その違いと、「必要に応じて」とは、どのような場合なのか教えてください。

**【参事（兼）高校教育課長】**

これまで、学校教育法の規定で「副校長を置くことができる」となっていますが、条例では規定しておりませんでしたので、「置くことができる」としておりました。今回条例を改正し、条例で定められた副校長を置くことができるようになりましたので、「置く」と明確に表現しま

した。

また、「必要に応じて」の必要な場合についてですが、全県の校長会の会長、副会長、高体連の会長、高文連の会長、高野連の会長など任意団体の会長を兼ねていたり、秋田明德館高校など勤務時間が長く、管理職の業務が多岐にわたり多忙な状況の学校には、副校長が必要だということがこれまでの状況により判明しましたので、4月からこれらの高校7校に副校長を置くことで考えております。

**【田中委員】**

校長の不在により事務が滞ることがないようにすることが、主な目的と考えてよろしいでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

一番大きな理由ではあります。その他に、学校を代表する立場で対外的に対応する場面がありますが、そういう場面で校長が出張等で不在の場合に、校長の代理という明確な立場で対応できるという理由もあります。

**【長岐委員】**

条文に「重要又は異例に属する事項については、この限りではない」とありますが、このガイドラインはどこで作るのでしょうか。

**【参事（兼）高校教育課長】**

この規則改正を受けて、運用についての通知を学校に向けて出します。運用の中で、副校長の専決事項について、もう少し具体的に項目として定めており、職員の服務に関する事項、学校行事のうち儀式的行事を除いたものの計画・実施に関する事項、定例的な通知、照会、回答及び報告書の処理に関する事項、校長の権限のうち校長が予め定める事項となっております。生徒の退学、懲戒処分に関することや、学校行事のうち入学式や卒業式などの行事、生徒の進級や高校入試の可否についてなど、学校運営の中で特に重要な部分については、校長決裁によるものと考えております。

**【猪股委員長】**

他になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【猪股委員長】**

それでは、議案第17号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【猪股委員長】**

それでは、議案第17号を原案どおり可決します。

次に、議案第18号「秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

議案第18号「秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について」説明。

**【猪股委員長】**

議案第18号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【猪股委員長】**

それでは、議案第18号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。

「平成26年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

「平成26年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明。

**【猪股委員長】**

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

**【田中委員】**

栗田養護学校の高等部は、毎年倍率が高いので先に試験を行うとのことでしたが、募集人員を増やすことは考えていらっしゃるのでしょうか。

**【参事（兼）特別支援教育課長】**

栗田養護学校の環境福祉科は、県内唯一の知的障害の特別支援学校専攻科ですが、独自に選考日を設定し、不合格になった場合には、普通科や他の学校を受けることができるように配慮しています。なお、現段階では、定員を増やす方向では考えておりません。今後、第2次総合整備計画の中で、専攻科を県北と県南にも設置することや高等部だけの高等特別支援学校を設置することも検討していく予定です。

**【猪股委員長】**

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。